# 公益財団法人笹川スポーツ財団 寄附金等取扱規程

平成 25 年 3 月 21 日 規 程 第 31 号

## (目的)

第1条 この規程は、公益財団法人笹川スポーツ財団(以下「財団」という。) 定款第5条 に関して、寄附金の受領について必要な事項を定めるものとする。

# (寄附金の種類及び募集)

- 第2条 財団が受領する寄附金の種類は次のとおりとする。
  - (1) 一般寄附金 寄附者が使途を特定せずに寄附した寄附金
  - (2) 特定寄附金 寄附者が寄附の申込にあたり、あらかじめ使途を特定した寄附金
- 2 この規程における寄附金には、金銭のほか金銭以外の財産権を含むものとする。
- 3 財団は常時、寄附金を募ることができる。

### (寄附金の使途)

- **第3条** 一般寄附金は、定款第4条の公益目的事業に使用し、一部を管理費として使用する ものとする。
- 2 特定寄附金は、寄附者の特定した使途に使用し、一部を管理費として使用するものと する。
- 3 前項については、寄附者に了解を得るものとする。

#### (受領の制限)

- 第4条 寄附者が次の各号に該当するときは、当該寄附金の受領を辞退しなければならない。
  - (1) 法令に抵触するときのほか、財団の業務遂行上支障があると認められるとき及び財団が受け入れるには社会通念上不適当と認められるとき。
  - (2) 第2条第1項第2号の特定寄附金について、その使途が定款第3条に定める目的の達成に資するものでないとき。

## (受領書等の送付)

- 第5条 寄附金を受領したときは、受領書を寄附者に送付するものとする。
- 2 前項の受領書には、財団の公益目的事業に関連する寄附金である旨、寄附金額及びその 受領年月日を記載するものとする。

# (情報公開)

第6条 財団が受領する寄附金については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第22条第5項各号に定める事項について、事務所へ備置き閲覧等の措置を講ずるものとする。

## (補足)

**第7条** この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項があるときは、 理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

## (改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行うものとする。

**附 則**(平成 25 年 3 月 21 日 規程 第 31 号) 本規程は、平成 25 年 3 月 21 日に施行し、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。